

石川県立金沢商業高等学校いじめ防止基本方針

いじめの定義

「いじめ」とは生徒に対して、当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

1 いじめ防止等に関する基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものである。したがって、本校では、すべての生徒がいじめをしない、及び他の生徒に対して行われるいじめを見逃さない、放置しない等の意識を高め、人権を守る土壌を育みながら、いじめの早期発見及び抑止に努め、いじめを許さない学校づくりを推進していく。また、すべての生徒が安心して学習や特別活動に取り組むことができるように保護者や地域その他関係機関と連携を密に図り、いじめ防止と早期発見に教職員全体で取り組むこととする。さらに、いじめが疑われる場合に対しても、適切かつ迅速に対応し、臨機応変に当該生徒を指導して再発防止に努めていく。

2 学校の実情について

本校は、総合情報ビジネス科1学年7クラス、計21クラスで構成される歴史と伝統のある商業高校である。男子生徒の割合は3学年合わせても、昨年度も今年度も1/4ほどであり、女子生徒の割合が非常に高いのが特徴である。

商業教育の雄と自負する本校の進路は、就職する生徒が約4割と多く、120年以上の長い歴史の中で卒業生は、商業人として地元金沢はもとより、石川県内外の経済界を牽引してきた実績を誇る。また進学では四年制大学や短大・専門学校等、目標とする進路実現を達成しており、専門高校として中学生やその保護者から高い人気を得ている。

教育方針は校訓の「自主」「誇り」「思いやり」を指針とし、マナー教育の徹底やビジネスの実践教育の充実、また観光人材を含め国際化に対応できる資質の向上など、即戦力として社会に貢献できる人材の育成を「人づくりの金商」として推し進めている。具体的には、3年間のキャリア教育の実践を通して、夢に向かって進路実現の達成に全力で挑戦することを根底とし、2年次から3つのコース制を実施し、学ぶ意欲とその喜びを実感させている。さらに各種検定の資格取得や部活動への積極的参加によって達成感や満足感を得ながら、逞しく健全な心身の成長を成し遂げている。

3 いじめ防止等に関する内容

(1) いじめの未然防止のための取組

- ・いじめは決して許されないという共通認識に立ち、全教職員がいじめの形態や特質等について校内研修や職員会議を通して共通理解を図り、組織的・効果的に対応する。
- ・すべての生徒が授業に集中して参加でき、授業の中で活躍していけるような楽しくかつ規律ある雰囲気を保つことを目指す。また、公開授業も積極的に行っていく。
- ・すべての生徒が安心して学校生活を送ることができるように、仲間を大切にする思いやりの心を持って授業や行事に主体的に参加できる学校づくりを推進する。
- ・「いじめは絶対に許されないこと」や「どういうことがいじめに当たるのか？」などについて計画的に集会等で指導を行っていく。
- ・学校行事への積極的な参加・取組から、その活動を通して「金商生」としての自覚と責任感を高めていく。また、挨拶の励行を推進することで他者を認める幅広い人格形成を目指し、社会に役立つ人間の育成に努めていく。
- ・様々な講話を聴いたり、校則をはじめ社会のルールを遵守していくことで、生徒の規範意識の向上を図り、「いじめに対してNO」と言える勇気とその資質を育む。
- ・部活動を継続して取り組むことで、仲間を大切にする思いやりの精神を培い、「チーム金商」の一員として善行を推し進める責任感の伸長を図る。
- ・教職員は登校指導や休み時間の巡回の中で生徒との挨拶を含めた関わりを大切にし、日常の様子の変化に敏感に反応して観察する意識を強く持つ。

(2) いじめの早期発見のための取組

- ・アンケート調査 年5回（5月、7月、10月、12月、3月）
- ・個人面談による担任の聞き取り調査 年4回（4月、7月、12月、3月）
- ・保護者懇談会による担任との情報交換 年2回（7月、12月）
- ・校内巡視による生徒の実態把握。
- ・授業中の問題行動や遅刻欠席等について、生徒の異変の情報交換を担当、教科担当と密に行い、疑いのある場合は「いじめ問題対策チーム」へ迅速に相談する。
- ・生徒指導課と相談室、保健室が悩みを持つ生徒の情報を共有し、意見交換を頻繁に行うことでいじめの発生や対人関係のトラブルの早期発見に努める。
- ・部活動の取り組みの中で生徒の動静を的確に把握できるように部顧問と情報を共有して指導にあたる。

(3) いじめの早期解決のための取組

- いじめを目撃した。またはその疑いがある行為を目撃した場合は、すぐにその行為、動向を止めさせ事情を把握する。
- いじめに関わる相談を受けた場合は、速やかに「いじめ問題対策チーム」に報告し、事実の有無を確認する。そしていじめと判断された場合は、「個別案件対応班」を結成し、その対応と指導に最善を尽くす。
- いじめられている生徒やその保護者の立場に視点を置き、詳細な事実確認と実態把握を行う。
- いじめの事実確認がされた場合は、いじめを止めさせ、その再発の防止措置をとる。その際、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援といじめを行った生徒たちへの指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- いじめを行った生徒たちには、行為の善悪を理解させ反省の心を持たせた後、いじめた生徒への謝罪をさせる。
- いじめを見ていた生徒たちにも、自分の問題と捉えさせ誰かに知らせる等の勇気と正義感を持てるような指導を施す。また、はやし立てたり、同調した生徒たちには、それがいじめに加担した行為であることを理解させ、毅然とした指導を施す。
- 犯罪行為や人権侵害行為をして取り扱われるいじめについては、県教育委員会や所轄警察署等と連携してその対処に当たる。
- いじめ問題を担任一人が抱え込むことのないように学校全体で組織的に対応する。
- いじめが解消した後も、いじめを受けた生徒の保護者と継続的に連絡を取り、再発防止に努める。

(4) インターネット上のいじめへの対応

- ネット上の不適切な書き込みがあった場合は、学校として問題箇所を確認し、印刷・保存するとともに、いじめ問題対策チームによって対応を協議する。また、関係生徒たちからの聞き取り調査や被害にあった生徒が出た場合には、そのケア等に必要な措置を講じる。
- 書き込みへの対応については、削除要請や被害にあった生徒の保護と拡散防止を最優先に考え、当該生徒及び保護者の精神的支援に努める。また、書き込みを行った加害生徒には、必要に応じて所轄警察署や外部機関と連携して迅速かつ適切な指導を講じていく。
- 専門家による講演会や情報等の授業の中で情報モラル教育を推進していく。

4 いじめ防止等の対策のための組織

(1) いじめ問題対策チームの設置

いじめ防止、早期発見及びその対応に関する措置を適切かつ迅速に行うために、校長をトップとする「いじめ問題対策チーム」を設置し、学期毎に1回ずつ程度、情報共有のための会議を開催する。ただし、いじめと疑われる相談・通報があった場合には、校長が緊急にこれを招集し、対応の会議を設ける。

その構成は、校長、副校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主事および生徒指導課員、相談室長、学年主任、養護教諭、SC等とする。

(2) 役割

①いじめを見逃さない学校づくりの推進

- ・いじめの早期発見の観点から登校指導やSHでの生徒観察を強化するとともに、生徒たちの授業時間、休み時間、放課後等の様相の把握に努め、平常時と違う些細な変化に対し、素早く判断できる視野とその感性を持ち合わせておく。
- ・学校内にいじめ相談窓口を設け、生徒たちや保護者に周知して、もしもの場合の利用を促していく。
- ・年5回のいじめアンケート調査の方法や内容を吟味して、生徒の心の中を出しやすいような質問等に改善を図っていく。

②学校や教職員のいじめ問題への対応力向上

- ・いじめに関する研修資料や各種情報の収集・提示を行い、教職員のいじめ問題の理解を深める。
- ・いじめ対応アドバイザーの派遣を要請し、実態に即した助言・指導を求め、個別の案件対応に活用する。

③学校におけるいじめ問題への対応に関する基本方針の策定、推進、検証並びに教職員に対する徹底と生徒・保護者・地域に対する説明

- ・いじめに対する取組の進捗状況をチェックし、その有効性の検証や「学校基本方針」の見直しを行う。(PDCAサイクル)
- ・生徒会が主体となった「いじめを許さない学校づくり」のキャンペーン指導の充実により、一層の推進を図る。
- ・いじめ問題への学校の基本姿勢をクラス・学年懇談会、ホームページ等で示し、保護者、地域住民等の理解と協力を得る。

④外部機関との日常的な情報交換による「風通しのよい学校づくり」の推進

- ・家庭や地域から情報提供について受付窓口を設置
- ・PTAや外部関係機関等の担当を定め、日常的な情報交換により相談しやすい関係を構築する。

⑤いじめ問題発生時における個別案件対応班の編成と指示

- ・個別案件対応班の設置
- ・情報の収集と整理
- ・いじめ対応アドバイザーの派遣要請
- ・教育委員会、関係機関への派遣要請
- ・個別案件対応班への指示・助言

(3) 個別案件対応班について

いじめ問題に対して、担任の抱え込みや一部の教職員の過重負担を回避するため、複数教職員による役割分担に従った適切な対応を行うことにより早期解決を図る。個別案件対応班の構成は、当該生徒の担任・部顧問、いじめに加担した生徒の担任、及びいじめ問題対策チームの関係構成員を加えて組織する。また、いじめ対応アドバイザーも要請した場合、組織に加わる。

5 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

「生徒の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた場合や疑いがあると認めるとき」や「生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている等の疑いがあると認めるとき」は「重大事態」と認定し、7日以内に県教育委員会を通じて知事に報告し、県教育委員会と協議の上、いじめ問題対策チームに専門的知識及び経験を有する外部の専門家を加えた組織で迅速に調査し事態の解決にあたる。また、不登校では「通算30日」を不登校重大事態認定の目安としているが、生徒が一定期間連続して欠席しているような場合には、認定の有無にかかわらず事前に生徒への聴取や事実関係の調査に着手することが必要である。

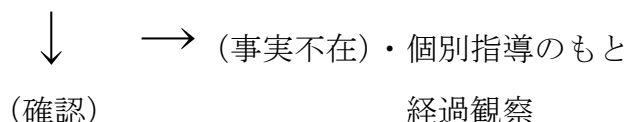
【補足：不登校重大事態に係る調査の指針抜粋】

- ・生徒への学校復帰への支援と再発防止を主な目的とする。
- ・重大事態の目安である欠席30日になる前から、教育委員会等に相談しつつ、生徒への聴取に着手する
- ・学校での調査が原則であるが、事案によっては教育委員会による調査も可能である。
- ・支援には「生徒理解・教育支援シート」等も活用し支援を図る。
- ・対象生徒とその保護者への情報提供。いじめをした生徒とその保護者へも情報提供し、家庭と連携した指導にあたること。

(2) 重大事態対応フロー図

いじめの疑いに関する情報

- ・第22条「いじめの防止等の対策のための組織」でいじめの疑いに関する情報を収集し、これを記録、共有する。
- ・いじめの事案の確認を行い、結果を設置者へ報告する。



<重大事態の発生>

- ・学校は、教育委員会に重大事態の発生を報告する。
- (ア)「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」(生徒が自殺を企図した場合等)
- (イ)「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」(年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手)
- *「生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき」



<学校の設置者が、重大事態の調査の主体を判断>

- ・次の対応手順に従って重大事態への最善を考慮して対処に当たる。
- ・重大事態には、最善の対応を図るため、次の手順に従う。

(1) 学校を調査主体とした場合

県教育委員会の指導・支援のもと、以下のような対応に当たる。

①校長の下に、重大事態の調査組織を設置

- ・組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参画を図ることにより、当該調査の公平性や中立性を確保するように努める。

②調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

- ・いじめ行為の事実関係を可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきでなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

- ・たとえ調査主体に不都合なことがあったとしても、事実にしっかりと向き合おうとする姿勢が重要である。
- ・これまでに学校で先行して調査している場合でも、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施する。

③いじめを受けた生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供

- ・調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供する。
(適時・適切な方法で、経過報告をする。)
- ・関係者の個人情報に十分配慮する。ただし、いたずらに個人情報の保護を楯に説明を怠ることがあってはならない。
- ・得られたアンケート結果は、いじめられた生徒や保護者に提供する場合あることを念頭に置き、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置を行う。

④調査結果を学校の設置者（県教育委員会）に報告

(設置者から地方公共団体の長等に報告)

- ・いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。
- ・調査結果を踏まえた必要な措置を行う。

(2) 学校の設置者（県教育委員会）が調査を行う場合

①設置者の指示の下、資料提供など調査協力

年間計画

4 月	入学式、1 年オリエンテーション、全校集会 1 年携帯電話利用講話（いじめの未然防止、情報モラル教育） エンカウンター（いじめの未然防止：友人関係、集団作り） 面談週間（いじめの早期発見：情報の把握・共有）
5 月	教育相談情報交換会（いじめの早期発見：情報の把握・共有） 第 1 回いじめアンケート調査（いじめの早期発見：情報の把握・共有） 第 1 回いじめ問題対策チーム会議（アンケートの分析、対策の検討）
6 月	1 年防犯教室（いじめの未然防止：規範意識の醸成）
7 月	第 2 回いじめアンケート調査（いじめの早期発見：情報の把握・共有） 第 2 回いじめ問題対策チーム会議（アンケートの分析、対策の検討） 球技大会（いじめの未然防止：自己有用感の育成、集団作り） 保護者懇談会、面談（いじめの早期発見：情報の把握・共有） いじめ撲滅標語の募集（いじめの未然防止：自己有用感の育成、集団作り） 教育相談情報交換会（いじめの早期発見：情報の把握・共有）
8 月	部活動ステージ発表会（いじめの未然防止：自己有用感の育成、集団作り）
9 月	全校集会（いじめの早期発見：夏休み明けの対人関係の把握） グッドマナーキャンペーン（いじめの未然防止：自己有用感の育成、集団作り） 教育相談情報交換会（いじめの早期発見：情報の把握・共有）
10 月	第 3 回いじめアンケート調査（いじめの早期発見：情報の把握・共有） 第 3 回いじめ問題対策チーム会議（アンケートの分析、対策の検討） 金商デパート準備（いじめの早期発見：情報の把握・共有）
11 月	修学旅行（いじめの未然防止：自己有用感の育成、集団作り） 教育相談情報交換会（いじめの早期発見：情報の把握・共有）
12 月	非行防止教室（いじめの未然防止：規範意識の醸成） 第 4 回いじめアンケート調査（いじめの早期発見：情報の把握・共有） 第 4 回いじめ問題対策チーム会議（アンケートの分析、対策の検討） いじめに関する教員研修（いじめの未然防止：いじめの特性理解及び対応力の向上） 面談週間（いじめの早期発見：情報の把握・共有） 球技大会（いじめの未然防止：自己有用感の育成、集団作り） 保護者懇談会、面談（いじめの早期発見：情報の把握・共有）
2 月	教育相談情報交換会（いじめの早期発見：情報の把握・共有）
3 月	第 5 回いじめアンケート調査（いじめの早期発見：情報の把握・共有） 第 5 回いじめ問題対策チーム会議（アンケートの分析、対策の検討） 球技大会（いじめの未然防止：自己有用感の育成、集団作り） 新年度クラス編成（いじめの未然防止：情報の活用及び共有）